

海運分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の
安定的な提供の確保に関する制度の解説

問 1

貨物定期航路事業及び不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送する事業の特定重要設備として、省令で貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、以下の設備が貨物定期航路事業及び不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送する事業の特定重要設備として該当します。
 - ・ コンテナ船や自動車運搬船の運航にあたって貨物の形状、貨物の積卸しの順序等を考慮して作成される、船内における貨物の配置計画の作成・管理を行うシステム

問 2

貨物定期航路事業及び不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送する事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

イ 船内における貨物の配置計画の作成の用に供するサーバー

ロ 船内における貨物の配置計画の作成の用に供するソフトウェア

(答)

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
 - ・ イ 船内における貨物の配置計画の作成のために使用されるサーバー
 - ・ ロ 船内における貨物の配置計画の作成のために使用されるソフトウェア

問 3

貨物定期航路事業及び不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送する事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 貨物定期航路事業及び不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送する事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

船内における貨物の配置計画の一元的な作成に係るシステムの機能の維持又は役務の安定的な提供のための故障対応等の保守点検、構成設備のうち物理的な装置の交換、プログラムの更新

【操作】

船内における貨物の配置計画の一元的な作成に係るシステムにより、貨物配置計画の作成を行うための操作

問 4

貨物定期航路事業及び不定期航路事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 「特定重要設備の機能」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用をいい、貨物定期航路事業及び不定期航路事業における特定重要設備の機能に関する変更には、船内における貨物の配置計画の一元的な作成に係る作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）が該当します。
- また、これに加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合も含まれますが、具体的にどのような変更が機能に関する変更に関連する場合はご相談ください。
- なお、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であっても、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。

問 5

貨物定期航路事業及び不定期航路事業の特定重要設備（「貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システム」）及び構成設備（船内における貨物の配置計画の作成の用に供するサーバー、船内における貨物の配置計画の作成の用に供するソフトウェア）については、「名称」として何を記載する必要がありますか。

(答)

- 特定重要設備等の供給者等から調達する際の仕様書に記載している名称等、同一の種類の特定重要設備から導入を行った特定重要設備を特定する呼称を記載することとなります。

問 6

海運分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

(答)

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、海上運送法となります。
- また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、本分野においては該当するものではありません。